

○厚生労働省  
環境省  
経済産業省  
告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十五年十二月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 官報整理番号  
に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

142	チオシアン酸銅（Ⅰ）	(1) - 129
143	炭化ケイ素	(1) - 174
144	二塩化ニッケル（Ⅱ）	(1) - 242
145	三酸化クロム（Ⅵ）	(1) - 284
146	ビス（スルファミン酸）ニッケル（Ⅱ）	(1) - 393

147	二塩化酸化ジルコニウム	(1) - 639
		(1) - 648
148	硫酸ニッケル (II)	(1) - 813
149	3-クロロプロペン (別名塩化アリル)	(2) - 123
150	2-イソブトキシエタノール	(2) - 407
		(2) - 2424
		(7) - 97
151	アリル=ヘプタノアート	(2) - 759
152	2, 2', 2''-ニトリロ三酢酸のナトリウム塩	(2) - 1277
153	N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミド	(2) - 2509
		(2) - 2521
154	クロロベンゼン	(3) - 31
155	p-トルイジン	(3) - 186
156	クレゾール	(3) - 499
		(4) - 57

- 157 4 - ( 1 , 1 , 3 , 3 - テトラメチルブチル ) フェノール ( 3 ) - 503
- 158 *N* - メチルカルバミン酸 2 - *sec* - ブチルフェニル ( 別名フェノ ( 3 ) - 2211  
ブカルブ又はBPMC)
- 159 ナトリウム = 3 , 5 - ジクロロ - 2 , 4 , 6 - トリオキソ - 1 , 3 ( 5 ) - 1043  
, 5 - トリアジナン - 1 - イド ( 別名ジクロロイソシアヌル酸ナト  
リウム)
- 160 2 - *tert* - ブチルアミノ - 4 - シクロプロピルアミノ - 6 - メ ( 5 ) - 6110  
チルチオ - 1 , 3 , 5 - トリアジン
- 161 アクリル酸重合物のナトリウム塩 ( 6 ) - 901
- 162 コールタール ( 9 ) - 1741
- 163 コールタールピッチ ( 9 ) - 1744